あなたの退職後の健康保険は？

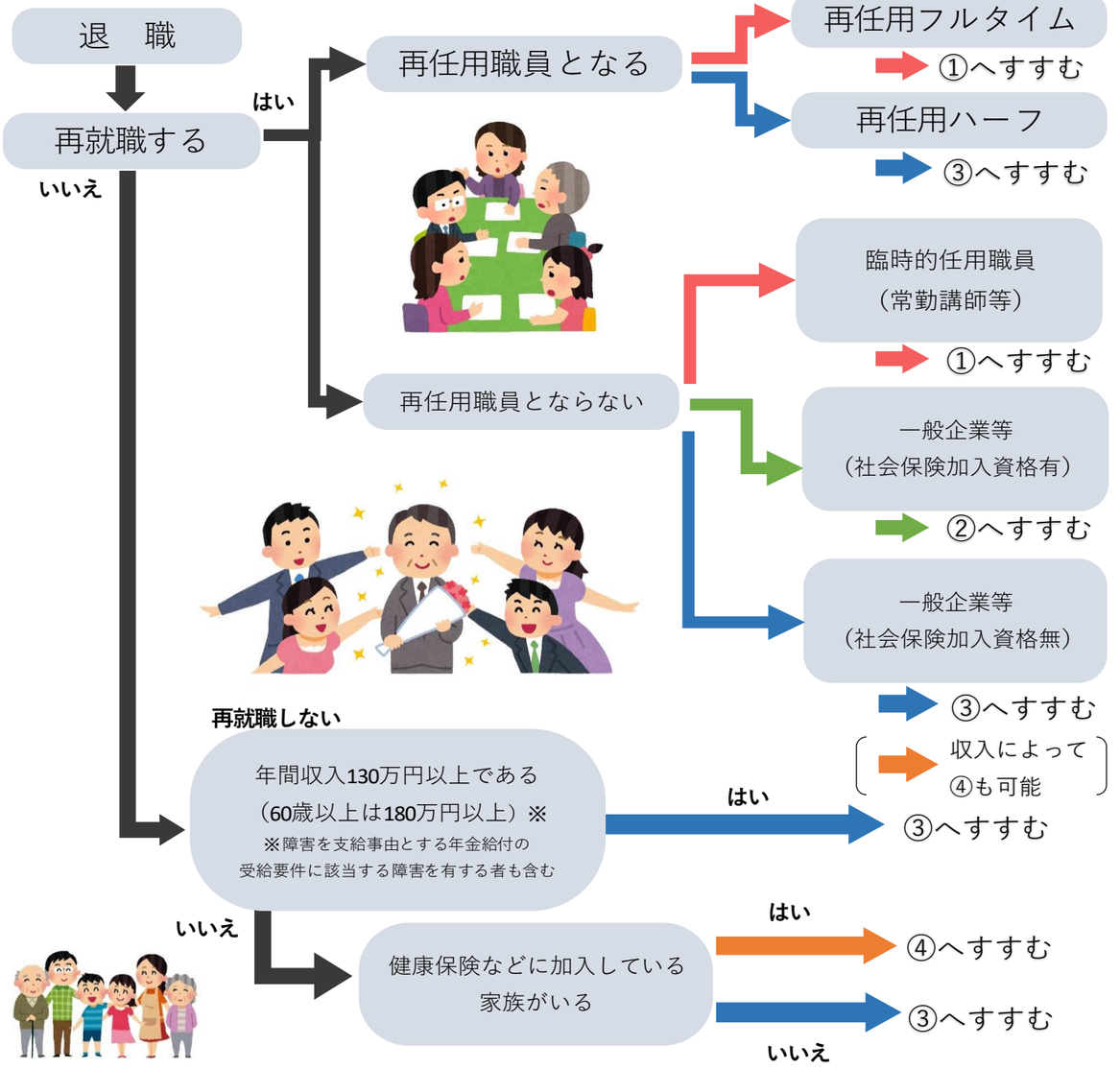

①：引き続き公立学校共済組合の組合員です。

・一般組合員･･･別途加入手続き等は不要。
・短期組合員･･･所属所にて種別変更及び厚生年金手続きが必要。
（組合員証等返納不要）

＊短期給付等は現職時と同等。

【問い合わせ先】共済係　TEL：026-235-7445

②：勤務先の健康保険に加入

＊手続きや給付等は健康保険によって異なります。
詳しくは勤務先に確認してください。

③：公立共済任意継続組合員（次ページ参照）
または国民健康保険【要選択】

＊掛金額や給付のバランスを総合的に判断し、
ご自身で選択してください。
＊国保の保険料はお住いの市町村に確認してください。

④：家族加入健康保険の被扶養者となる。

＊手続きや給付等は健康保険によって異なります。
詳しくは勤務先に確認してください。
＊被扶養者には基本的に掛金は発生しません。

令和６年度　任意継続掛金早見表

〔年払い及び半年払いは、令和６年４月分～令和７年３月分までの額〕

退職時標準報酬月額	月額（月払い）			半年払い（３月納付）			半年払い（３月納付）12か月前納割引			半年払い（４月納付）			半年払い（４月納付）11か月前納割引		
	短期	介護	計	短期	介護	計	短期	介護	計	短期	介護	計	短期	介護	計
98,000	9,133	1,560	10,693	54,176	9,254	63,430	107,299	18,328	125,627	54,353	9,284	63,637	107,650	18,388	126,038
104,000	9,692	1,655	11,347	57,491	9,817	67,308	113,866	19,444	133,310	57,680	9,849	67,529	114,239	19,507	133,746
110,000	10,252	1,751	12,003	60,813	10,387	71,200	120,446	20,572	141,018	61,012	10,421	71,433	120,840	20,639	141,479
118,000	10,997	1,878	12,875	65,233	11,140	76,373	129,198	22,064	151,262	65,446	11,176	76,622	129,621	22,136	151,757
125,000	11,650	1,990	13,640	69,106	11,804	80,910	136,870	23,380	160,250	69,332	11,843	81,175	137,318	23,456	160,774
134,000	12,488	2,133	14,621	74,077	12,653	86,730	146,715	25,060	171,775	74,319	12,694	87,013	147,196	25,142	172,338
142,000	13,234	2,260	15,494	78,502	13,406	91,908	155,480	26,552	182,032	78,759	13,450	92,209	155,989	26,639	182,628
150,000	13,980	2,388	16,368	82,927	14,165	97,092	164,244	28,055	192,299	83,199	14,212	97,411	164,782	28,147	192,929
160,000	14,912	2,547	17,459	88,456	15,108	103,564	175,194	29,923	205,117	88,745	15,158	103,903	175,767	30,021	205,788
170,000	15,844	2,706	18,550	93,984	16,052	110,036	186,143	31,791	217,934	94,292	16,104	110,396	186,753	31,896	218,649
180,000	16,776	2,865	19,641	99,513	16,995	116,508	197,093	33,659	230,752	99,838	17,050	116,888	197,738	33,770	231,508
190,000	17,708	3,024	20,732	105,041	17,938	122,979	208,042	35,527	243,569	105,385	17,997	123,382	208,724	35,644	244,368
200,000	18,640	3,184	21,824	110,570	18,887	129,457	218,992	37,407	256,399	110,932	18,949	129,881	219,709	37,530	257,239
220,000	20,504	3,502	24,006	121,627	20,773	142,400	240,891	41,143	282,034	122,025	20,841	142,866	241,680	41,278	282,958
240,000	22,368	3,820	26,188	132,684	22,660	155,344	262,790	44,879	307,669	133,118	22,734	155,852	263,651	45,026	308,677
260,000	24,232	4,139	28,371	143,741	24,552	168,293	284,690	48,627	333,317	144,211	24,632	168,843	285,622	48,786	334,408
280,000	26,096	4,457	30,553	154,797	26,438	181,235	306,589	52,363	358,952	155,304	26,525	181,829	307,593	52,534	360,127
300,000	27,960	4,776	32,736	165,854	28,331	194,185	328,488	56,111	384,599	166,397	28,423	194,820	329,564	56,295	385,859
320,000	29,824	5,094	34,918	176,911	30,217	207,128	350,387	59,847	410,234	177,491	30,316	207,807	351,534	60,043	411,577
340,000	31,688	5,412	37,100	187,968	32,103	220,071	372,287	63,583	435,870	188,584	32,208	220,792	373,505	63,791	437,296
360,000	33,552	5,731	39,283	199,025	33,995	233,020	394,186	67,331	461,517	199,677	34,107	233,784	395,476	67,551	463,027
380,000 以上	35,416	6,049	41,465	210,082	35,882	245,964	416,085	71,067	487,152	210,770	35,999	246,769	417,447	71,299	488,746

※40～64歳の方には、上記介護掛金が含まれます。（それ以外の方は短期掛金分のみ）

【３月中の一括前納年払い計算例】（退職時の標準報酬月額440,000円の場合）

掛金の基礎となる標準報酬月額：380,000円
短期掛金月額：380,000円×93.2/1,000＝35,416
介護掛金月額：380,000円×15.92/1,000＝6,049
短期分一括前納年払額：35,416円×11.7485020＝ 416,085円（円未満四捨五入）
介護分一括前納年払額：6,049円×11.7485020＝ 71,067円（円未満四捨五入）
３月中の一括前納年払額（短期分＋介護分）：487,152円←毎月払いより10,428円お得です！

【年払い及び半年払いの割引率】

前納期間	乗率	前納期間	乗率
5ヶ月（4月払い）	4.9512666	11ヶ月（4月払い）	10.7869636
6ヶ月（3月払い）	5.9318472	12ヶ月（3月払い）	11.7485020

任意継続組合員について

1　任意継続組合員とは

退職日の前日までに引き続き１年以上組合員であった方が、任意継続組合員となることを申し出ることにより、退職後２年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受け、一部の福祉事業を利用することができる制度です。

なお、任意継続組合員となるには、**退職した日から20日以内に申し出て、掛金を納入することが必要**です。

2　任意継続組合員になるための手続き

①　加入の申出【年度末退職最終手続き期限：令和６年４月19日（金）】

右ページ４に記載の期限までに、任意継続組合員申出書及び口座振替依頼書を所属所経由で当支部へ提出してください。

※様式は、退職予定者報告時に希望「有」になっている方には事前に配付しています。
手元にない場合はホームページからダウンロードして使用してください。

提出期限を超過した場合は任意継続に加入することはできません。

②　掛金納付

申出書を支部で受理後、掛金の決定通知をご自宅あて送付しますので、**口座振替日前日までに必ず残高確認**をしてください。

③　組合員証送付

納付が確認できた方から随時、組合員証を送付します。令和６年３月25日（月）までに掛金の入金確認が完了した方には３月末までにご自宅あてに送付します。

＜被扶養者について＞
＊現職時から引き続き被扶養者とする場合は、任意継続組合員申出書の被扶養者欄に記入することで被扶養者とすることができます。（添付書類は不要）
＊被扶養者とすることができる所得の基準は、原則申出時以降１年間の収入（見込み）が130万円未満（60歳以上又は障害を支給事由とする年金給付の受給要件に該当する者は180万円未満）です。
＊新たに被扶養者認定したい方がいる場合は、書類をご案内しますので支部までお問い合わせください。

3　掛金について

（１）掛金の計算方法

掛金の基準となる額　　×　　掛金率

短期掛金率　93.2/1,000
介護掛金率　15.92/1,000

①又は②のいずれか少ない額
①退職月の標準報酬月額
②公立共済組合員の前年度９月30日現在の標準報酬月額（上限額）
令和６年度適用額は380,000円（毎年変更されます。）

（２）掛金の納付方法

次の３つから選択できます。「年払い」「半年払い」は前納割引が適用されますので、**最もお得な３月納付の年払いをご利用ください。**

①年払い　②半年払い　③月払い　※詳細は「４　納付方法別手続き期限」をご参照ください。
※前納割引適用の掛金額につきましては、裏面「令和６年度　任意継続掛金早見表」をご覧ください。

4　納付方法別手続き期限

３月納付	①年払い（12か月前納割引適用）	・**申出書及び口座振替依頼書提出期限：令和６年３月８日（金）** （申出書掛金払込方法欄の「年払い」又は「半年払い」のどちらかに〇をし、掛金を納付する月の「**３月**」に〇をする。） ・**掛金口座振替日：令和６年３月15日（金）** ・**掛金納付期限：令和６年３月29日（金）**※超過すると割引率が変わります。
	②半年払い （前後期ともに６か月前納割引適用）	
４月納付	①年払い　※４月分は割引適用外 （11か月前納割引適用）	・**申出書及び口座振替依頼書提出期限：令和６年３月29日（金）** （申出書掛金払込方法欄の「年払い」又は「半年払い」のどちらかに〇をし、掛金を納付する月の「**４月**」に〇をする。） ・**掛金口座振替日：令和６年４月10日（水）** ・**掛金納付期限：令和６年４月19日（金）**
	②半年払い　※４月分は割引適用外 （前期５か月、後期６か月前納割引適用）	
③月払い（口座振替） （**割引適用なし**） ※短期間加入者は『月払い』としてください。		・**申出書及び口座振替依頼書提出期限：令和６年４月19日（金）** （申出書掛金払込方法欄の「**月払い**」に〇をする。） ・**初回掛金納付期限：令和６年４月19日（金）** 口座振替が登録完了するまでの間は納付書で支払ってください。

5　留意事項

（１）任意継続組合員は、**医療保険のみの適用**のため、**60歳未満の組合員及び被扶養配偶者の方は、ご自身で国民年金に加入してください。**

（２）任意継続組合員には、**人間ドックやがん検診の補助はありません。**

40歳以上75歳の誕生日を迎える任意継続組合員及びその被扶養者の方は、「特定健康診査」（無料）の対象になります。

（３）任意継続組合員と国民健康保険のどちらに加入するかの選択について

一般的には**現職を退職直後の１年間は、掛金や給付のバランスから見て任意継続の方が有利**と思われます。
ご自身の国民健康保険の保険料については、市町村に問い合わせてください。

（４）任意継続組合員は、給付請求書類などを所属所を経由することなく支部と直接やり取りすることとなりますので、**住所や電話番号等に変更があった際には必ず届出をしてください。**

6　互助団体の任意継続

（１）長野県教職員互助組合の加入者は、**共済組合の任意継続をした場合のみ**、希望により互助組合も任意継続することができます。（要手続・お問い合わせは０２６－２３４－２１５１へ）

（２）長野県職員互助会には任意継続の制度はございません。退職により脱退となります。

ご注意ください！「任意継続後、再度任用されるとき」

●任意継続の「ままでいる」ことはできません！

任意継続後、再度頼まれて常勤講師等になる場合、任用期間が２か月以上の場合は「一般又は短期組合員」の資格を取得することになります。つまり、任用されたタイミングで任意継続資格は喪失になります。

●任意継続に「戻る」ことはできません！

任意継続後の任用で一般又は短期組合員となったとき、その任期終了後に任意継続に「戻る」ことはできません。改めて「**退職日の前日までに１年以上組合員である**」場合には、任意継続することは可能です。
短期間の任用終了後は、国民健康保険や家族の被扶養者になるなどの選択が必要です。

【任意継続組合員に関するお問い合わせ：０２６－２３５－７４４５（共済係）】